

## 平成 28 年 第 1 回定例会 3 月 24 日

土木委員会に審査を付託されました議案十六件及び請願一件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第一号の平成二十八年度岐阜県一般会計予算のうち歳出予算については、当委員会所管として、対前年度比一・九%増の総額九百四十七億五千三百三十六万三千円となっております。主な内容としましては、県土整備部関係では、緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策や、県管理道路の舗装や橋梁補修などを実施する道路橋りょう維持費として百十五億四千九百十六万円、トンネルの新設や東海環状自動車道インターチェンジ、リニア岐阜県駅へのアクセス道路などの整備を図る道路橋りょう改築費として百四十一億七千七百七十八万七千円、河川改修及び河川構造物の改築、補修を実施する河川改良費として五十一億四千九百四十四万二千元、災害時要配慮者利用施設や避難所、緊急輸送道路等を保全する土砂災害防止施設の整備を図る砂防事業費として三十七億一千八百万円が計上されております。また、都市建築部関係では、リニア中央新幹線の建設に係る用地取得業務が本格化することから、その実施体制の強化、県内地方鉄道事業者や乗り合いバス事業者等に対する支援など交通対策費として十三億三千六百八十八万七千円、都市計画区域内の幹線道路の整備など街路事業費として三十二億三千百八万一千円、各県営都市公園における利用者の安全確保や利便性向上を図るための遊具の更新、施設・設備等の改修など都市公園費として二十九億四千五百八万円、耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられた大規模建築物のうち、地方公共団体と地震防災に関する協定を締結しているものに対する耐震改修に係る費用の支援の拡充など建築指導費として四億四千三百六十七万六千円が計上されております。

なお、債務負担行為は、当委員会所管として、道路や河川の工事に係るものなど四十一件について、新たに設定するものであります。

次に、企業会計に係るものとして、議第九号は東濃・可茂地域の七市四町に水道用水の供給を行う平成二十八年度岐阜県水道事業会計予算、議第十号は可茂地域の企業に工業用水を供給する平成二十八年度岐阜県工業用水道事業会計予算であります。

また、特別会計は、議第十一号の平成二十八年度岐阜県徳山ダム上流域公有地化特別会計予算について、前年度に比べ二億二千百七十七万一千円の減額となる十億一千六百九十万一千円、議第十二号の平成二十八年度岐阜県県営住宅特別会計予算について、前年度に比べ四億六千七百十四万一千円の増額となる二十二億九千六百十九万一千円、さらに議第十三号の平成二十八年度岐阜県流域下水道特別会計予算について、前年度に比べ一億五千二百六十八万九千円の増額となる五十六億一千三百六十五万八千円が計上されています。

条例その他の案件としましては、議第五十六号の岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてなど十件であります。

採決の結果、議第一号のうち歳出予算中土木委員会関係及び債務負担行為中土木委員会関係、議第九号から議第十三号まで、議第五十六号から議第六十一号まで、議第六十三号並びに議第六十六号から議第六十八号までの各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

建設業の担い手となる若手人材や女性技術者の確保に向け、今後の職業イメージを向上していくための方策について質疑があり、保護者へのPRを強化するため、小・中学生の親子を対象としたバスツアーや、平成二十八年度から新たに女性を対象にした見学会を開催し、若手や女性の建設業への入職に向けた取り組みを進めていくとの答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第十七号 長良川河口堰の運用見直しとゲートの試験的開放の議決を求める請願については、弾力的な運用に基づくゲート操作の回数がふえてきており長良川の環境保全への配慮がなされているが、それは塩害を

発生させないという前提で行われるべきものであるとの意見や、試験的な開放により塩害の発生等が懸念されるとの執行部の答弁があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、土木委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

県議第四号 社会資本の老朽化対策の推進を求める意見書について、提出者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

本県が管理する道路施設は全国でもトップクラスとなっておりますが、これらの道路施設は多くが高度経済成長期以降に建設されたことから、老朽化によるひび割れ、腐食といった問題の発生も確認されており、今後は多くの施設の適切な点検と補修が必要になってきます。

しかしながら、施設の維持管理に要する費用は今後ますます増大することが予想され、財源の確保が厳しくなるとともに、維持管理に必要な技術力を持つ職員がより一層不足することも懸念されます。

よって、国におかれては、地方公共団体が社会資本の老朽化に適切に対応していくため、県並びに市町村に対する財政面及び技術面における支援を充実すること、また建設業界における人材確保のため、技術者の処遇改善や教育体制の充実などの環境整備を進めることを強く求めるものであります。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、意見書発案の趣旨説明といたします。